

公益社団法人大分県社会福祉士会の会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の正会員の入会金は、5,000円とする。

2. 本会の賛助会員及び準会員の入会金は、これを必要としないものとする。

(年会費)

第3条 本会の正会員の年会費は、13,000円とする。

2. 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

3. 年会費13,000円のうち10,000円を本会の管理費に充てることとする。

(賛助会員)

第4条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口3,000円とし、各々1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2. 一旦納入された賛助会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(準会員)

第5条 本会の定款第5条第1項第4号に規定する準会員の会費は、これを必要としないものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第7条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、本会の設立登記の日から施行する。

2. 2020年1月25日改正